

私たちのセンターでは…

電話・
面接相談

電話での相談を行っています。
必要に応じて、面接相談も行っています。

被害者への
直接的支援

必要に応じて自宅訪問、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添いを行っています。

- 相談・支援は、専門的訓練を受けた相談員が行っています。
- 被害者ご本人はもちろん、ご家族・友人からのご相談も受け付けています。
- 秘密は厳守されますので安心してご相談ください。



当センターは 「犯罪被害者等早期援助団体」 です

当センターは、東京都公安委員会により、被害者支援を適正かつ確実にを行うことができる法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

警察が支援を必要と判断した場合、被害者やご家族の同意を得て、当センターに支援要請が入ります。これにより、事件直後からの速やかな支援が可能となっています。

なお、当センターの役職員には、守秘義務があります。

- ◆ 平成20年度から東京都と協働し、当センター内に「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」を設置しています。

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 東京都総合相談窓口

被害者支援都民センター

電話相談 **03-5287-3336**

FAX 03-5287-3387

ウェブサイト <http://www.shien.or.jp>

〒169-0052 東京都新宿区戸山3-18-1

相談・支援無料

電話受付 月・木・金： 9：30～17：30
火・水： 9：30～19：00
(祝日、年末年始を除く)



事件・事故に あわれたときに

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 東京都総合相談窓口
被害者支援都民センター

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。